No	資料名	該当項目	質問内容	回答
1	実施要領	続(4)参加表明書の提出 (5)企画提案書の提出	本プロポーザルに参加するために提出する参加表明書(別記様式 1)及び参加資格確認書(別記様式2-1、2-2)並びに企画提 案書及び見積書への調印は必要でしょうか。 参加表明書(別記様式1)及び参加資格確認書(別記様式2-1)	いずれも押印省略可能です。 ただし、代表者(契約等権限者)の記名は省略できませんので御留 意願います。 また、見積書の押印を省略する場合には、発行者(法人の場合は発 行責任者及び担当者)の氏名及び連絡先を明記願います。
2	実施要領		111	本県の競争入札参加資格者として登録されている権限者の職名・氏 名を記載願います。
3	仕様書	ル活用による課題解決への	仕様書の4 (1) で本業務の受託者が貴県各課から相談を受ける内容には、文書管理や会議室の予約管理等の庁内の事務作業のデジタル化に関する内容が含まれる可能性はございますか。	庁内各課からの相談の範囲に制限は設けていないため、質問にある 内容が含まれる可能性もあります。
4	仕様書	ル活用による課題解決への	仕様書の4 (1) で本業務の受託者が貴県各課から相談を受ける内容には、国が進める自治体システム標準化に係る内容が含まれる可能性はございますか。	庁内各課からの相談の範囲に制限は設けていないため、質問にある 内容が含まれる可能性もあります。
5	仕様書	4. 業務内容(2)DX施 策に係る実証実験への対応	仕様書の4(2)で、本業務の受託者には、貴県が必要と判断した D X 施策の実証実験を指揮することが求められていますが、本業務 で行う実証実験の対象となる D X 施策は、本業務の4(1)の中で 相談された D X 施策の中から選定されるという理解でよろしいで しょうか。それとも、そのような D X 施策とは別に、貴県でのこれまでの D X 検討の中で、すでに、現時点で実証実験を実施されたい意向をお持ちの施策(以下、「継続検討中の D X 施策」)が存在し、本業務で行う実証実験の対象は、「D X 施策」及び「継続検討中の D X 施策」の中から選定されるということでしょうか。また、その場合、「継続検討中の D X 施策」の内容については、可能な範囲で、本質問に対する回答と同時に開示いただくことは可能でしょうか。	4 (1) の相談対応において実証実験の実施が必要と判断される場合、実証実験の対象となります。 「継続検討中のDX施策」の内容について、現時点で具体的な対象はありません。

No	資料名	該当項目	質問内容	回答
6	仕様書	4. 業務内容(2)DX施 策に係る実証実験への対応	仕様書の4(2)において「甲が実証実験の実施が必要であると判断した場合、乙は、自らのネットワーク等を活かし、県内企業などとも連携して機器の手配やシステムの構築等を行うなど、当該実証実験を指揮する。」とありますが、貴県が実証実験の実施が必要であるかどうかを判断する際には、事前に、本業務の受託者に対して、貴県が想定する実証実験の内容等についての相談及び対応可否についての確認が行われるという理解でよろしいでしょうか。それとも、そのような事前相談や事前確認はなく、本業務の受託者は、貴県が決定した実証実験について、本業務の受託者の創意工夫により、実証実験費用の上限金額である20,000千円以内かつ貴県が決定した期間内に実施することが求められるということでしょうか。	実証実験の内容等詳細については、県と委託事業者との協議の上、 決定します。 対応の可否については、対応可能であることを原則とします。
7	仕様書	4. 業務内容(2)DX施	仕様書の4 (2) の実証実験で利用するシステムは、実証実験以後も貴県が通常業務において利用することが前提になることはなく、 実証実験を実施できるシステムであればよいという理解でよろしい でしょうか。	実証実験において実施できるシステムとします。 ただし、実証実験に際しては実装を見据えた検証を原則とし、実証はできるものの実装にそぐわないシステムの利用は想定していません。 また、実証実験に利用したシステムが当然に実装されるものではありません。(実装にあたっては事業課との調整が必要となります。)
8	評価基準	評価項目及び各項目の配点	審査項目の2(4)に「実証実験の実施に当たり、効果的な実施が 期待できるか」とありますが、効果的な実施が期待できるかどうか はどのような基準で評価されますでしょうか。可能な範囲で、評価 基準をご教示いただけますと幸いです。	お示しした評価基準のとおりであり、記載以上の詳細をお答えすることはできません。
9	評価基準	評価項目及び各項目の配点	企画提案書では見積金額の内訳において、仕様書の4(2)係る提案金額を提示しますが、その提案金額が実証実験費用の上限金額(20,000千円)に近ければ近いほど、評価が高くなるような審査項目はございますか。	お示しした評価基準のとおりであり、記載以上の詳細をお答えすることはできません。なお、仕様書に記載のとおり、当該実証実験への対応に要する費用は、20,000千円以内(実証実験に必要な管理経費、消費税及び地方消費税を含む。)とし、実績に応じて精算することとしております。